

表彰規程

(目的)

第1条 本組合が行う表彰は、本規程の定めるところとする。

(被表彰者)

第2条 表彰は、次の者について行う。

- (1) 組合功労者
- (2) 組合員事業所永年勤続社員

(表彰)

第3条 組合功労者に対しては感謝状を、組合員事業所永年勤続社員に対しては表彰状を授与する。

(選考)

第4条 表彰の選考は、組合功労者については支部長から推薦のあったものについて行い、組合事業所永年勤続表彰については組合事業所から推薦のあったものについて行う。

(被表彰者の決定)

第5条 被表彰者の決定は、理事会において諮り、承認を得る。ただし、緊急を要する件については理事長が決定することができる。

(組合功労者等の選考基準)

第6条 組合功労者は、組合事業の推進と組合の育成強化に尽くし、その功績が顕著と認められ他の範とするに足る者あって、次の各号に掲げる者でなければならない。

- (1) 本組合の理事長であった者。
- (2) 本組合の副理事長として通算4年以上、その任にあった者。
- (3) 本組合の役員(理事・監事)または委員として通算10年以上その任にあった者。
- (4) 支部長、副支部長、支部会計担当者など支部役員を通算して6年以上歴任し、とくに支部の活動に協力、本組合ならび当業界の発展向上に著しく寄与した者。

(組合員事業所永年勤続社員の選考基準)

第7条 組合員事業所永年勤続表彰社員は、責任感が強く、組合員事業所の業務の遂行に功績顕著と認められ、他の社員の範とするに足る者であって、次の各号に掲げる資格を備える者でなければならない。

- (1) 引き続き5年以上、組合員事業所に勤務している者。
- (2) 他の職員の信頼が厚く、人格、見識ともに卓越している者。

(被表彰者の推薦)

第8条 被表彰者の推薦は、次の書類を添えて、理事会へ提出する。

- (1) 経歴書。
- (2) 功績の事実を記載した書面。

(表彰の取り消し)

第9条 表彰後、被表彰者に表彰の趣旨に反する行為があった時は、理事長は理事会に諮り、表彰を取り消すことができる。

第10条 遺徳顕彰に関しては、三役(理事長、副理事長、専務理事)経験者を対象とする。

第11条 本規程の改正は、理事会に諮り決定する。

平成28年7月6日改正